

## 第2章

# 日本経済に貢献する 土地家屋調査士

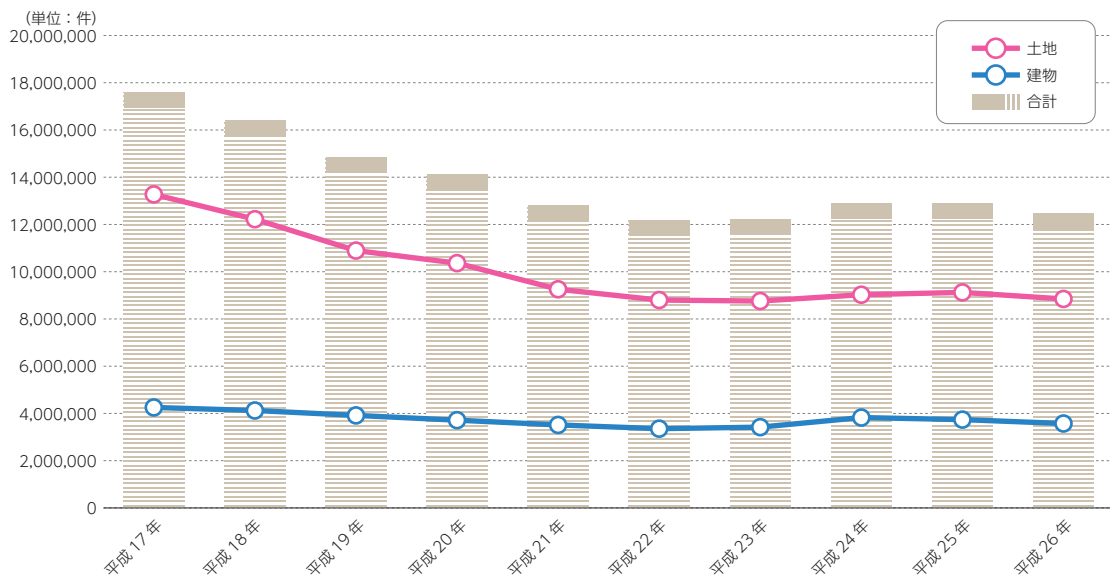
1. 不動産登記事件数の推移
2. 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
3. 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
4. 土地家屋調査士とオンライン登記申請
5. 参考資料 国土交通省「土地白書」から
6. 公共嘱託登記

# 1 不動産登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、平成17年から平成26年までの不動産登記（表示に関する登記及び権利に関する登記）事件数の10年間の推移である。

平成17年から平成21年まで減少傾向にあったが、その後はおおむね横ばいで推移している。

## ● 不動産登記事件数の推移（平成17年～26年）



(単位：件)

	土地	建物	合計
平成17年	13,307,405	4,265,209	17,572,614
平成18年	12,255,216	4,135,812	16,391,028
平成19年	10,923,598	3,927,444	14,851,042
平成20年	10,390,303	3,724,963	14,115,266
平成21年	9,281,782	3,523,328	12,805,110
平成22年	8,823,282	3,364,338	12,187,620
平成23年	8,781,915	3,428,882	12,210,797
平成24年	9,050,038	3,836,002	12,886,040
平成25年	9,148,462	3,748,720	12,897,182
平成26年	8,870,563	3,583,427	12,453,990

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

### 「表示に関する登記」と「権利に関する登記」の違い

登記記録は、1筆の土地又は1個の建物ごとに表題部と権利部に区分して作成されています。

表題部＝「表示に関する登記」

権利の対象である不動産（土地・建物）の物理的状況（所在、地番、地目、地積、種類、構造、床面積等）を公示する登記であり、権利に関する登記の前提となるものです。

権利部＝「権利に関する登記」

登記された不動産に係る権利の主体、権利の種類、その内容、権利の移転、変更に関する登記です。

土地家屋調査士は、『表示に関する登記』につき必要な土地又は建物の調査、測量、申請手続又は審査請求の手続の代理を主な業としています。

## 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

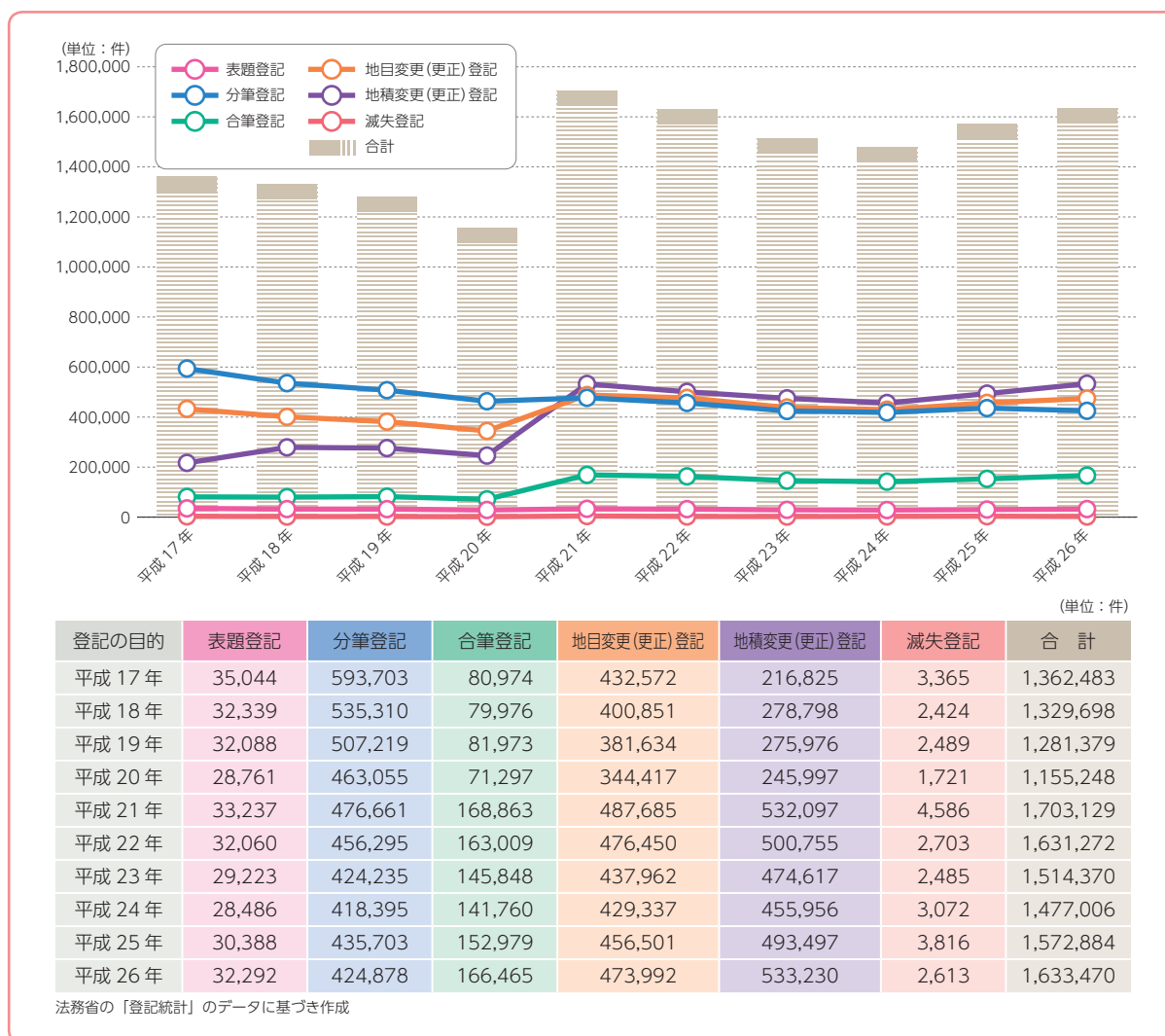
以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の土地の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数は、平成 21 年に前年比 147%と大幅に増加した。平成 22 年以降減少していたが、平成 25 年から増加に転じている。

平成 20 年と平成 21 年を比較すると、地積変更（更正）登記が大幅に増加している。平成 18 年の不動産登記法改正を受け、分筆登記における全筆求積（頁末尾参照）の割合が増加したことに伴い、地積更正登記が増加したことが原因と考えられる。

各項目の事件数を平成 26 年と平成 25 年で比較すると、「表題登記」、「合筆登記」、「地目変更（更正）登記」、「地積の変更（更正）登記」が増加している。

### ● 土地の表示に関する主な登記事件数の推移



#### 全筆求積とは？

従来から、土地の分筆登記を行う場合に、特別な事情がある場合には、分筆後の土地のうち 1 筆の土地については、提供する地積測量図に土地の地積、求積方法、筆界点間の距離などの記載を省略できる旨の規定が存していたが、平成 18 年の不動産登記法改正により、本規定を、より原則に近い取り扱いとして行うこととなったため、分筆登記において、特別な事情に該当する事例が大幅に減少し、分筆登記を前提とする地積更正登記が増加したものである。

### 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移

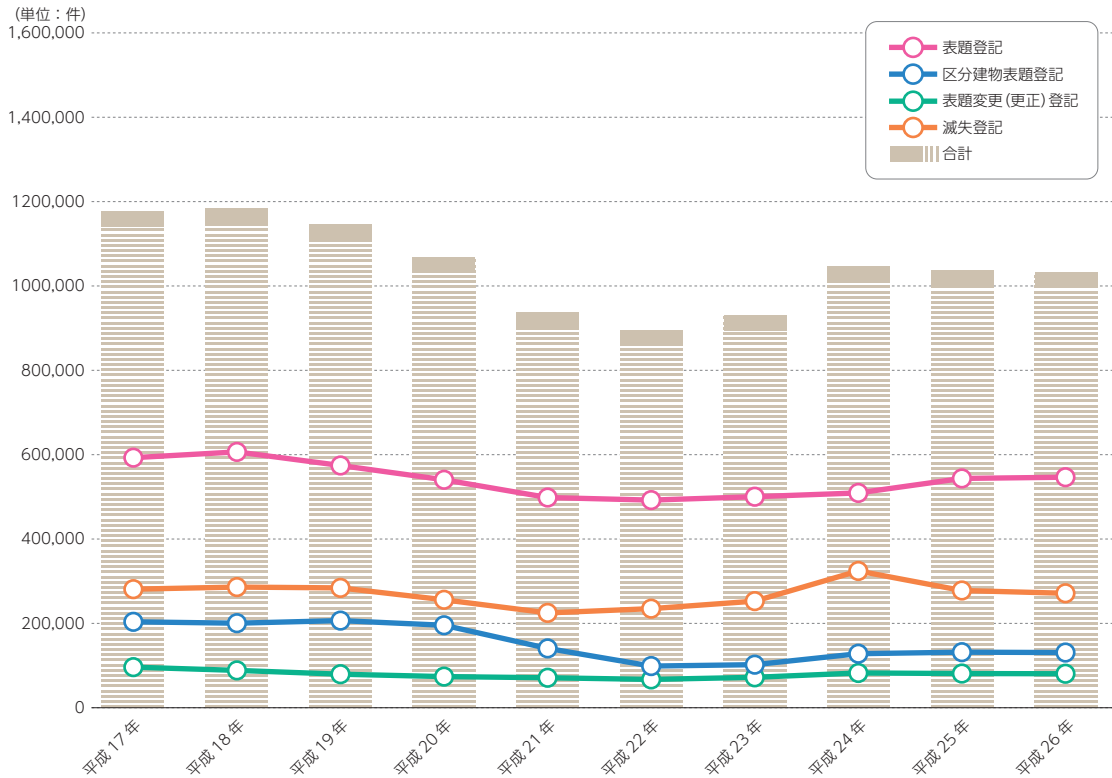
以下のグラフ及び表は、過去10年間の建物の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数の合計は、緩やかな減少傾向となっていたが、平成23年から増加に転じ、平成25年からほぼ横ばいで推移している。

平成25年、平成26年の建物表題登記の増加は、平成26年4月1日消費税率が8%に引き上げられたことによる、マイホーム取得が影響していると考えられる。また、平成24年の建物滅失登記の増加は、東日本大震災で倒壊した建物の滅失登記（職権）が要因として考えられる。

各項目の事件数を平成26年と平成25年で比較すると、全てにおいてほぼ横ばい状態である。

#### ● 建物の表示に関する主な登記事件数の推移



(単位：件)

登記の種類	表題登記	区分建物表題登記	表題変更(更正)登記	滅失登記	合計
平成17年	592,855	203,668	96,210	281,092	1,173,825
平成18年	606,538	200,422	88,517	286,048	1,181,525
平成19年	574,330	206,547	79,500	284,121	1,144,498
平成20年	540,470	195,497	73,797	255,915	1,065,679
平成21年	498,368	140,681	71,082	224,814	934,945
平成22年	492,261	98,747	67,136	234,882	893,026
平成23年	500,314	102,097	72,088	252,729	927,228
平成24年	509,276	128,075	82,410	324,250	1,044,011
平成25年	543,655	131,687	81,042	277,926	1,034,310
平成26年	546,513	130,838	80,559	271,342	1,029,252

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

## 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請

平成 17 年 3 月 7 日に施行された改正不動産登記法により、登記申請は、従来の登記所への書面持参又は、郵送による提出に加え、オンラインによる方法が認められた。

以下のグラフ及び表は、平成 19 年から平成 26 年までの不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移である。不動産登記令附則第 5 条第 1 項の規定による申請（いわゆる特例方式）、登録免許税の軽減措置、そして平成 23 年 2 月に法務省民事局が直接管理する「登記・供託オンライン申請システム」の稼働開始により、平成 19 年 12 月に 0.04%であったオンライン申請率は平成 24 年には 31.46%と上昇傾向であったが、平成 25 年以降ほぼ横ばいで推移している。

なお、オンライン登記申請における法定外添付書類の原本提示省略の取扱いが平成 27 年 6 月 1 日から開始された。

※平成 26 年 10 月 30 日から、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書<sup>1</sup>の発行を開始し、それに伴い、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」は平成 27 年 3 月に閉局した。

同電子証明書は、平成 27 年 9 月末現在、9,772 枚を発行している。

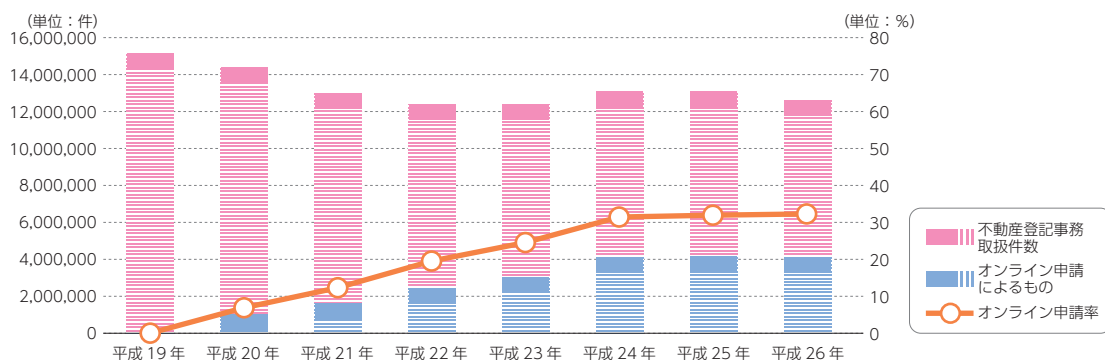
### 不動産登記法【抜粋】

(申請の方法)

第十八条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

### ● 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移



年 度	不動産登記事務取扱件数 (A*)	オンライン申請によるもの件数 (B*)	オンライン申請率 (%)
平成 19 年	15,142,781	5,496	0.04%
平成 20 年	14,400,712	994,510	6.91%
平成 21 年	12,977,391	1,599,868	12.33%
平成 22 年	12,356,139	2,414,965	19.54%
平成 23 年	12,388,616	3,041,535	24.55%
平成 24 年	13,064,374	4,109,461	31.46%
平成 25 年	13,071,241	4,175,934	31.95%
平成 26 年	12,618,354	4,075,880	32.30%

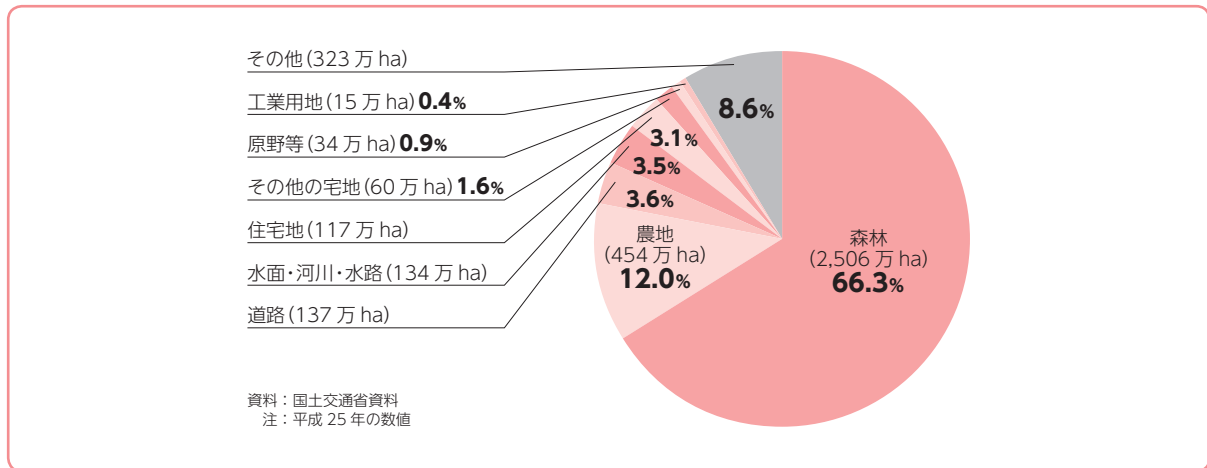
\*法務省 HP「登記統計」に公開の情報を基に作成

## 5 参考資料 国土交通省「土地白書」から

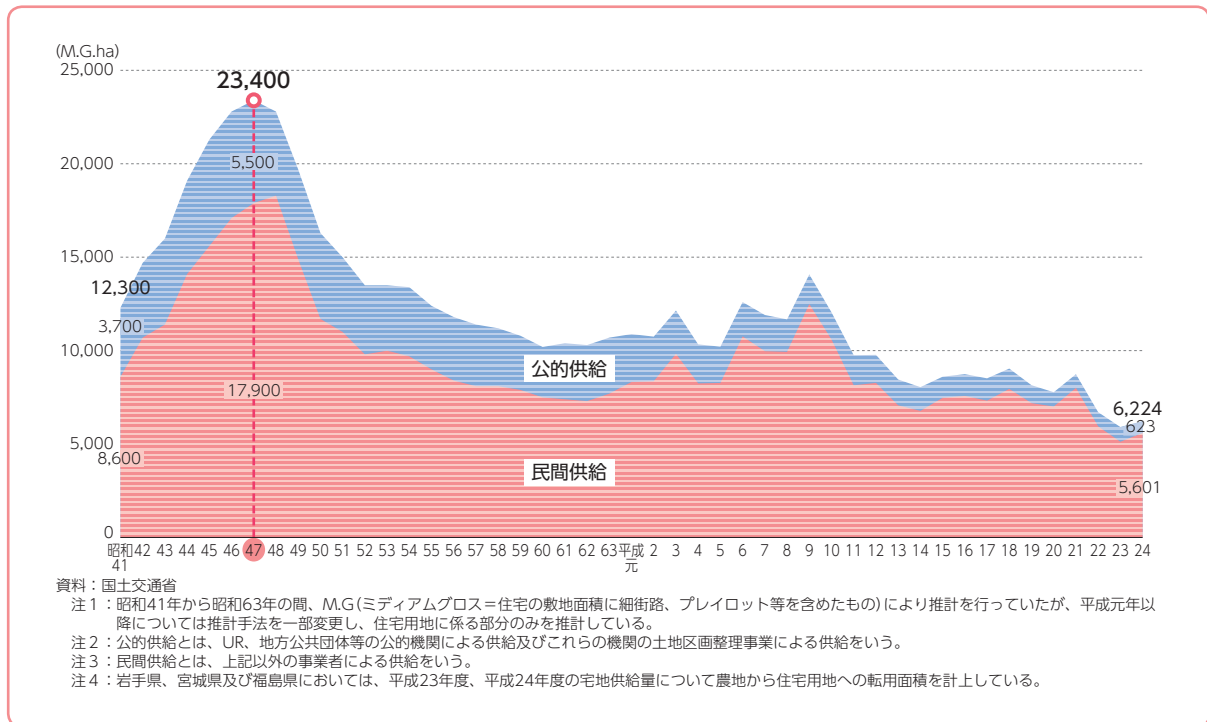
以下の資料は、国土交通省が毎年発表する「土地白書」から、我が国の国土利用の現況を始め、土地家屋調査士に関連する統計について、同省及び株式会社不動産経済研究所から了解を得て本白書に参考資料として掲載したものである。

これら社会経済情勢の変化に注目する必要がある。

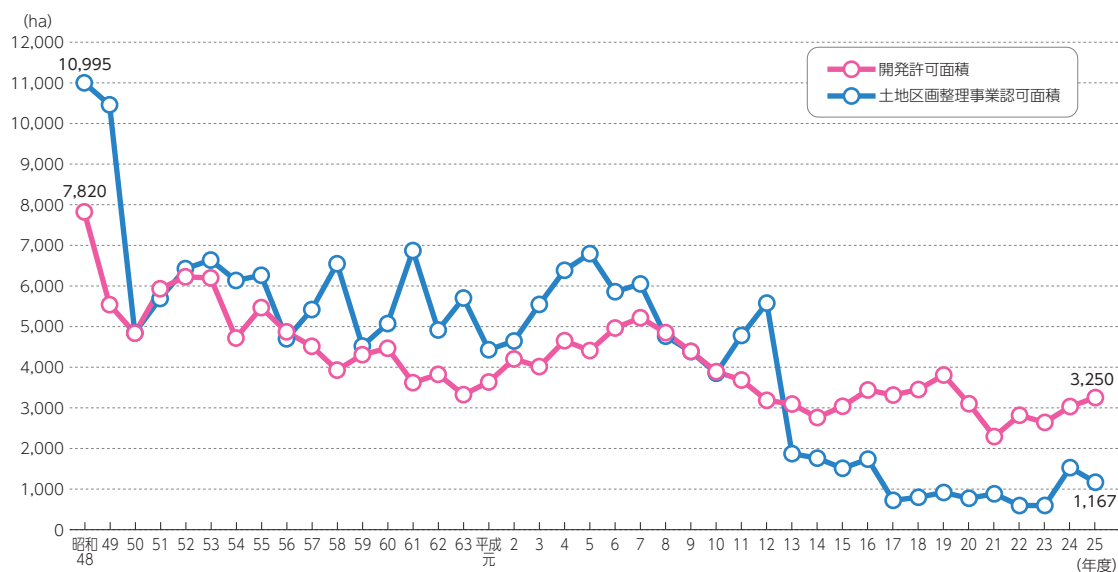
### ● 我が国の国土利用の現況



### ● 全国の宅地供給量の推移



## ● 開発許可面積及び土地区画整理事業認可面積の推移



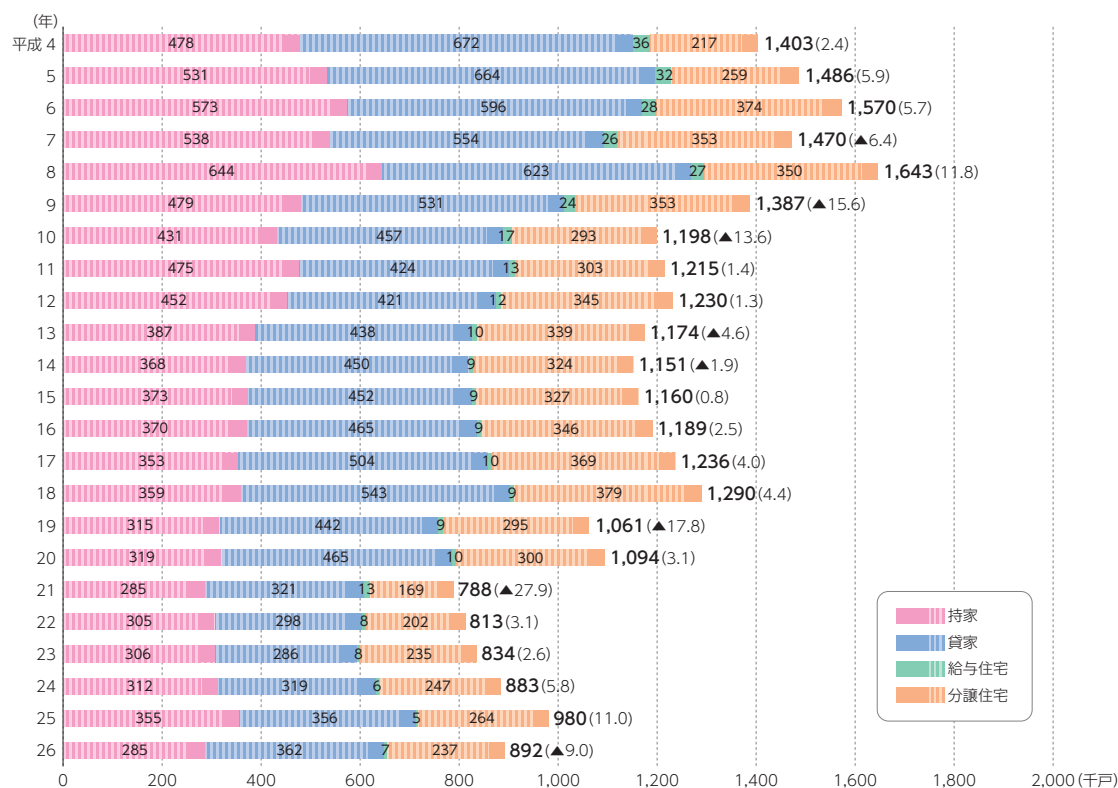
資料：国土交通省

注1：開発許可とは、都市計画法に基づく開発許可のうち、主として住宅の建築の用に供する目的で行われる開発行為に係るもの。

注2：開発許可面積の昭和48、49年度の数値は、旧「住宅地造成事業に関する法律」による許可面積を加えたもの。

注3：土地区画整理事業認可面積は、個人・共同、組合、公共団体、行政庁、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社施行の合計。

## ● 新設住宅（利用関係別）着工戸数の推移



資料：国土交通省「住宅着工統計」

注1：利用関係の区分は以下のとおり

持家：建築主が自分で居住する目的で建築するもの

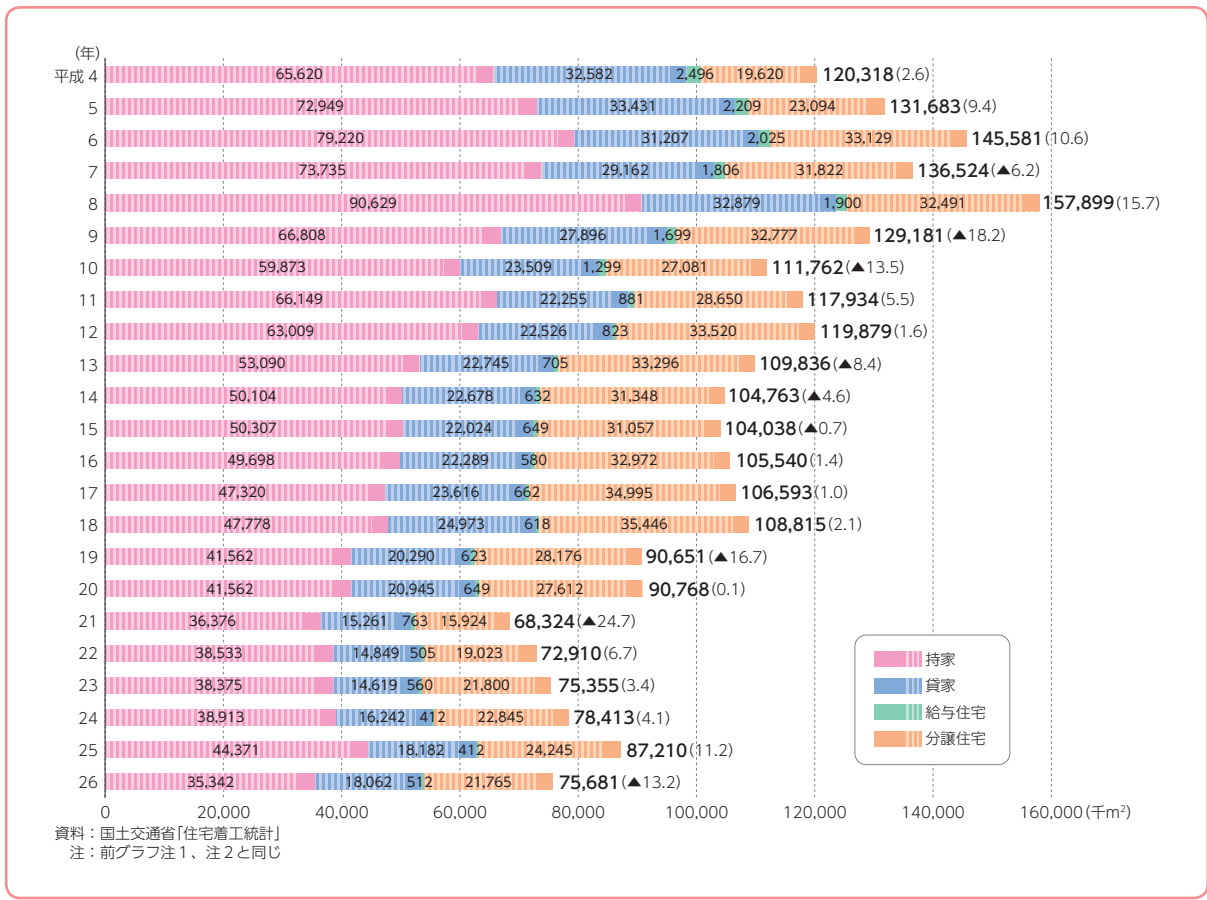
貸家：建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅：会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

分譲住宅：建て売り又は分譲の目的で建築するもの

注2：( )内は、対前年比伸び率(%)

● 新設住宅（利用関係別）着工床面積の推移



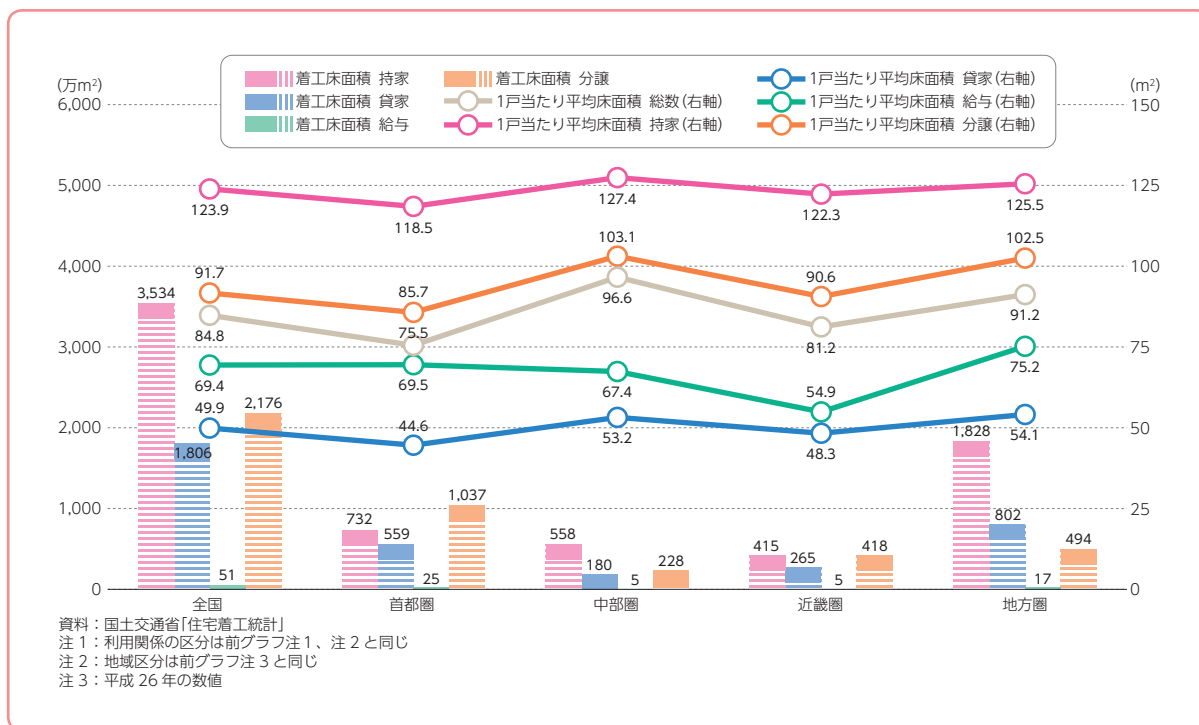
● 新設住宅（利用関係別、地域別、資金別）着工戸数

	総計		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅			
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	うちマンション	前年比
全国	892,261	▲9.0	285,270	▲19.6	362,191	1.7	7,372	45.7	237,428	▲10.0	110,475	▲13.4
三大都市圏	547,779	▲8.4	139,593	▲19.7	213,930	1.9	5,058	81.1	189,198	▲10.5	90,782	▲12.5
首都圏	311,512	▲6.6	61,788	▲18.5	125,200	1.3	3,541	123.8	120,983	▲8.8	60,946	▲10.4
中部圏	100,527	▲13.2	43,854	▲20.8	33,937	▲4.5	669	50.7	22,067	▲9.8	6,514	▲16.6
近畿圏	135,740	▲8.7	33,951	▲20.7	54,793	8.0	848	10.6	46,148	▲15.0	23,322	▲16.6
地方圏	344,482	▲9.8	145,677	▲19.4	148,261	1.3	2,314	2.1	48,230	▲8.1	19,693	▲17.2
民間資金住宅	792,283	▲8.3	256,497	▲19.0	324,310	1.9	5,836	53.9	205,640	▲8.9		
公的資金住宅	99,978	▲13.5	28,773	▲24.6	37,881	▲0.5	1,536	21.1	31,788	▲16.6		

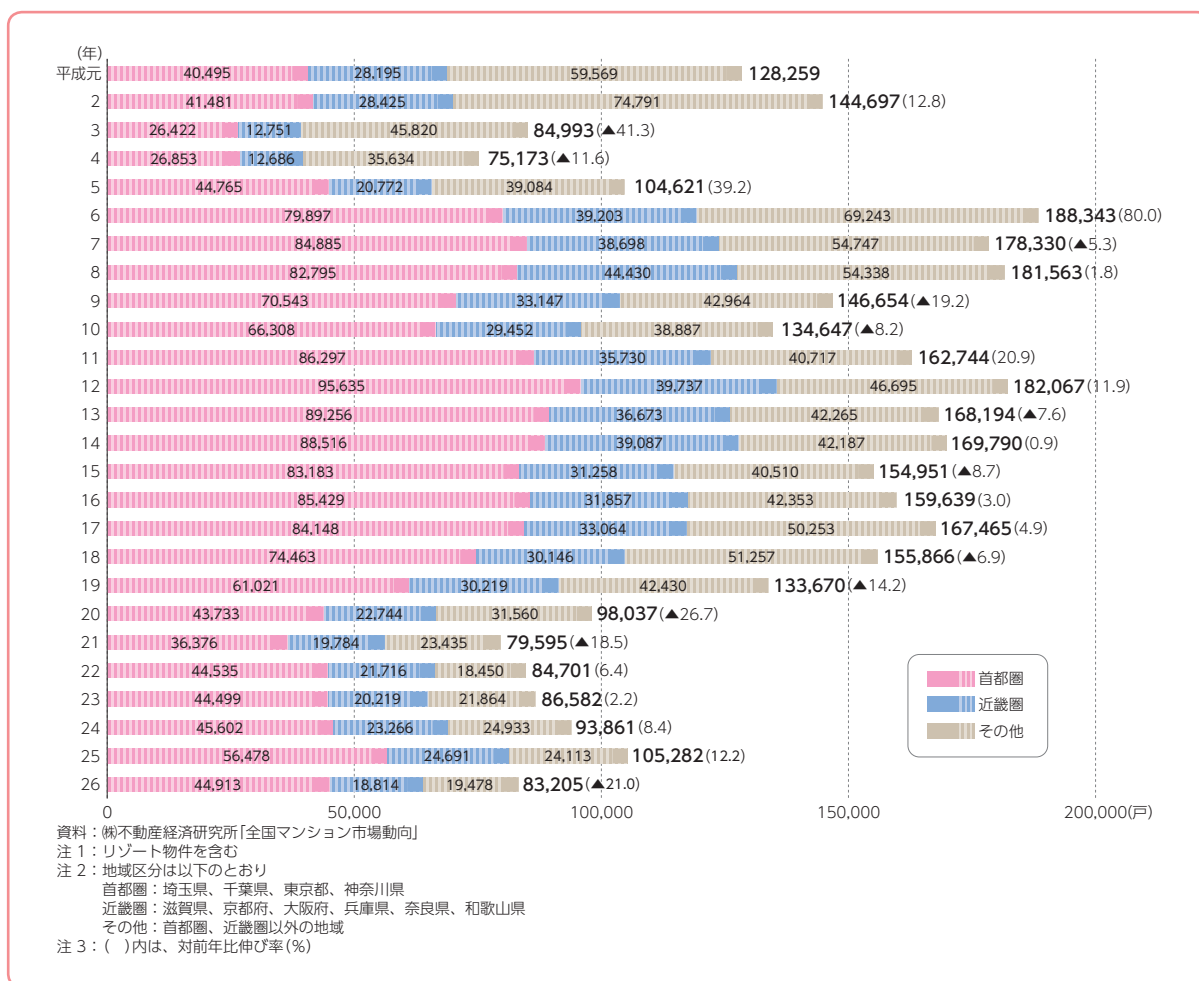
資料：国土交通省「住宅着工統計」  
注1：利用関係の区分は、前グラフ注1、注2と同じ  
注2：マンションとは、利用関係別で言う分譲住宅のうち、構造が鉄骨鉄筋コンクリート造り、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りで、かつ、建て方が共同（1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下もしくは階段等の全部または一部を共有するもの）のもの  
注3：地域区分は以下のとおり  
  首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
  中部圏：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
  近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
  地方圏：上記以外の地域  
注4：資金の区分は以下のとおり  
  民間資金住宅：民間資金のみで建てた住宅  
  公的資金住宅：公営住宅、住宅金融公庫融資住宅、都市再生機構建設住宅等をいう  
注5：平成26年の数値



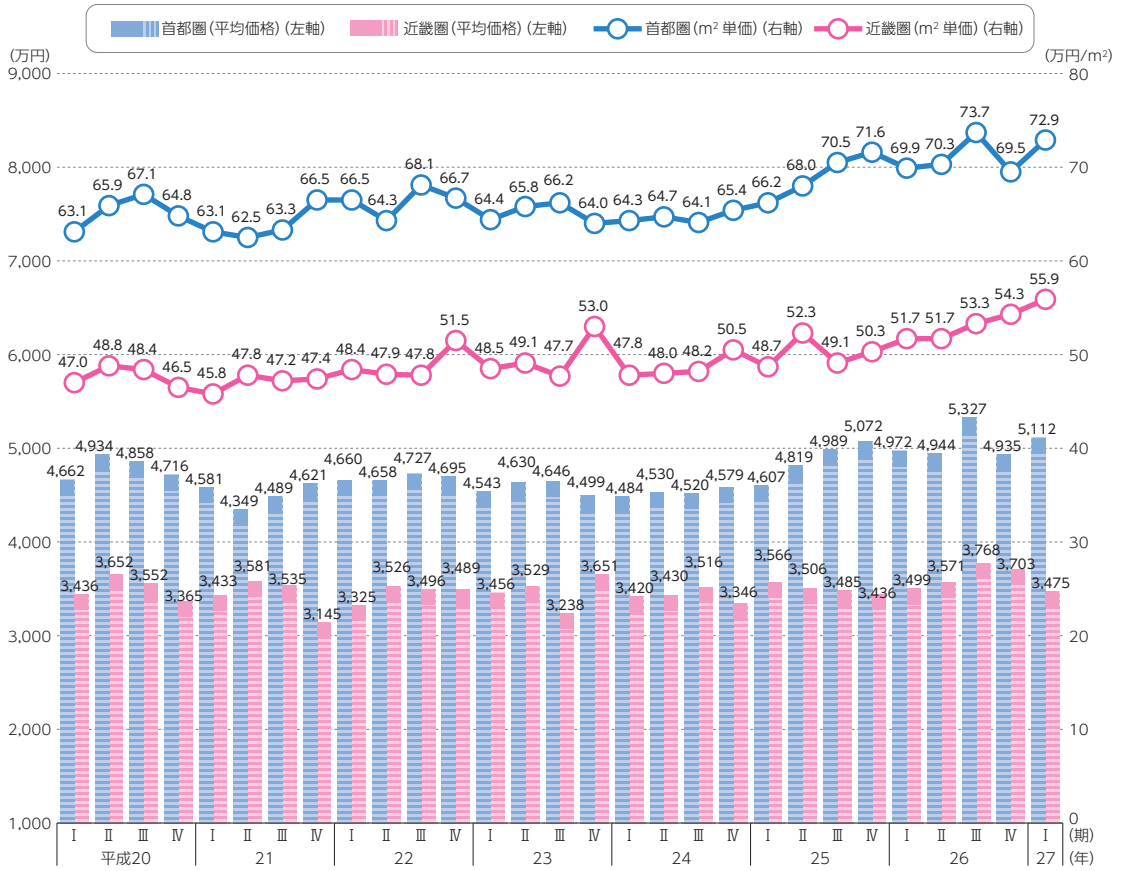
### ● 新設住宅（地域別、利用関係別）着工床面積及び1戸当たり平均床面積



### ● 圏域別マンション新規発売戸数の推移



● 首都圏・近畿圏の新築マンション価格の推移



資料：(株)不動産経済研究所「全国マンション市場動向」  
注：圏域区分は、前グラフ注2と同じ

● 国土（宅地・農地及び森林・原野等）の所有主体別面積

年度	昭和 55	60	平成 2	7	12	17	22	25
国 公 有 地	1,110 (34.0)	1,109 (34.0)	1,112 (34.3)	1,121 (34.8)	1,191 (37.1)	1,183 (37.0)	1,189 (37.3)	1,192 (37.4)
国 有 地	897 (27.5)	896 (27.5)	895 (27.6)	894 (27.7)	893 (27.8)	877 (27.4)	877 (27.5)	877 (27.5)
公 有 地	213 (6.5)	213 (6.5)	217 (6.7)	227 (7.0)	298 (9.3)	306 (9.6)	312 (9.8)	315 (9.9)
私 有 地	2,156 (66.0)	2,150 (66.0)	2,133 (65.7)	2,102 (65.2)	2,017 (62.9)	2,018 (63.0)	2,002 (62.7)	1,993 (62.6)
合 計	3,266	3,259	3,245	3,223	3,208	3,201	3,191	3,185

資料：財務省「国有財産増減及び現在額総計算書」、総務省「公共施設状況調」により作成  
注1：国公有地は「財政金融統計月報」及び「公共施設状況調」から求め、私有地は、国土交通省が調査した合計面積から国公有地を差し引いた残りとしている。  
注2：合計は道路等を除いた値。  
注3：( ) 内は、構成比 (%)。

### ● 個人及び法人の所有地面積の地目別構成比の推移

地目	昭和55年		60年		平成2年		7年		12年		17年		22年		26年	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
宅地	5.8	1.8	6.4	1.9	6.8	2.1	7.4	2.3	7.8	2.5	8.2	2.5	8.5	2.6	8.6	2.6
田畑等	36.0	0.8	35.6	0.7	35.0	0.8	34.3	0.9	33.5	1.0	32.9	1.0	32.0	0.8	31.8	1.1
山林・原野	45.5	8.1	45.1	8.1	44.3	8.3	42.9	8.9	42.8	8.7	43.0	8.6	43.6	8.7	43.3	8.8
雑種地等	0.8	1.2	0.9	1.3	1.0	1.7	1.2	2.1	1.4	2.3	1.5	2.3	1.5	2.2	1.5	2.2
小計	88.2	11.8	88.0	12.0	87.1	12.9	85.8	14.2	85.5	14.5	85.6	14.4	85.7	14.3	85.3	14.7
合計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」を基に国土交通省作成。

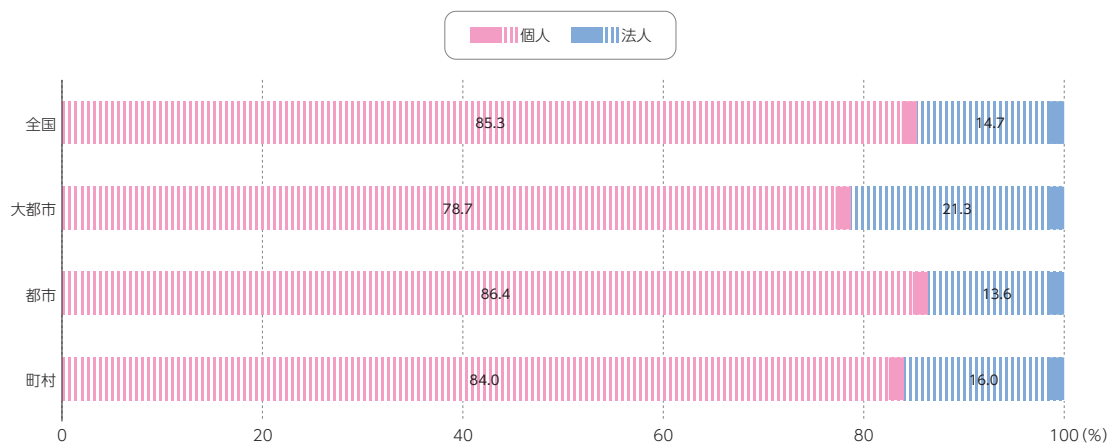
注1：構成比は、免税点以上の土地面積の割合による。

注2：田畑等には、牧場を含む。

注3：雑種地等には、塩田、鉱泉地、池沼を含む。

注4：各年とも1月1日現在の数値である。

### ● 個人及び法人の所有地面積の地域別構成比



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」より作成

注1：構成比は、免税点以上の土地の面積の割合による。

注2：平成26年1月1日現在の数値。

注3：地域区分は以下のとおり。

大都市：東京23区及び政令指定都市

都市：政令指定都市以外の市

町村：全国的全町村

● 法人の所有する土地・建物及び世帯の所有する土地の総面積

土地の種類	平成 5 年		平成 10 年		平成 15 年		平成 20 年		
	所有土地面積 (千㎡)	構成率 (%)	所有土地面積 (千㎡)	構成率 (%)	所有土地面積 (千㎡)	構成率 (%)	所有土地面積 (千㎡)	構成率 (%)	
法人の土地	土地全体	21,742,760	100.0	22,223,346	100.0	22,423,071	100.0	24,972,328	100.0
	棚卸資産	2,107,584	9.7	1,810,405	8.1	1,070,601	4.8	930,849	3.7
	その他	19,635,176	90.3	20,412,941	91.9	21,352,470	95.2	24,041,479	96.3
	農地	994,182	4.6	994,185	4.5	1,016,788	4.5	1,151,898	4.6
	山林	10,187,288	46.9	10,514,022	47.3	10,848,711	48.4	13,289,174	53.2
	宅地など・その他	8,453,706	38.9	8,904,734	40.1	9,486,971	42.3	9,600,407	38.4
世帯の土地	土地全体	112,454,133	100.0	113,757,072	100.0	112,379,485	100.0	96,843,881	100.0
	現住居の敷地	6,470,314	5.8	6,527,692	5.7	6,607,515	5.9	6,500,492	6.7
	現住居の敷地以外	105,983,819	94.2	107,229,380	94.3	105,771,970	94.1	90,343,389	93.3
	農地	39,770,959	35.4	39,874,700	35.1	39,037,338	34.7	33,503,141	34.6
	山林	62,838,915	55.9	64,346,262	56.6	63,230,305	56.3	53,641,075	55.4
	宅地など	3,373,945	3.0	3,008,418	2.6	3,504,327	3.1	3,199,173	3.3
法人の建物全体 (総延べ床面積)			1,658,658	100.0	1,650,617	100.0	1,714,796	100.0	

資料：国土交通省「法人土地基本調査」、「法人建物調査」、「世帯に係る土地基本統計」より作成。

● 地目別土地所有者数の推移

		昭和 55	60	平成 2	7	12	17	22	26
地目別土地所有者数	宅地	3,120.1	(16.1) 3,622.4	(27.3) 3,972.7	(3.0) 4,090.6	(11.3) 4,420.5	(6.1) 4,689.2	(2.6) 4,813.2	(1.3) 4,877.8
	うち住宅用地	2,630.9	(17.1) 3,080.7	(29.1) 3,396.5	(3.5) 3,514.2	(12.5) 3,821.3	(6.1) 4,056.1	(4.3) 4,229.8	(1.9) 4,308.2
	田畑等	1,198.3	(△ 0.4) 1,194.1	(△ 1.4) 1,181.9	(△ 10.5) 1,057.8	(△ 13.6) 1,021.7	(1.2) 1,034.4	(△ 5.6) 976.7	(△ 2.4) 953.4
	山林・原野	611.6	(4.4) 638.6	(4.3) 637.8	(△ 12.0) 561.0	(△ 14.6) 545.0	(△ 0.6) 541.8	(△ 0.5) 539.3	(△ 1.5) 531.1
	雑種地等	167.9	(27.2) 213.5	(48.1) 248.7	(7.9) 268.3	(19.9) 298.1	(6.0) 315.9	(5.0) 331.8	(1.1) 335.5
	合計	5,097.9	(11.2) 5,668.6	(18.5) 6,041.1	(△ 1.0) 5,977.7	(4.0) 6,285.3	(4.7) 6,581.3	(1.2) 6,661.1	(0.6) 6,697.9
土地所有者数 (納税義務者数)	2,930.5	(8.4) 3,176.1	(14.9) 3,367.5	(4.9) 3,532.2	(10.1) 3,708.1	(4.0) 3,856.7	(2.2) 3,941.6	(1.6) 4,004.1	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」より作成

注 1：宅地については宅地計の数値を、住宅用地については小規模住宅用地と一般住宅用地の合計値を用いた。

注 2：田畑等には、牧場を含む。雑種地等には、塩田、鉱泉地、池沼を含む。

注 3：各年とも、1月1日現在の数字である。

注 4：( ) 内の数値は、左隣の欄に掲載している数値に対する伸び率 (%)。

注 5：「地目別土地所有者数」は、法定免税点以上の土地の地目別の所有者数。2種類以上の地目の土地を所有している場合には、各地目につき1人として計算されている。また、2以上の市町村に土地を所有している場合は、各市町村ごとに1人として計算されている。

注 6：「土地所有者数」は、土地に係る固定資産税の納税義務者数。各市町村内において、2以上の地目の土地を所有しても、1人として計算されている。また、2以上の市町村に土地を所有している場合は、市町村ごとに1人として計算されている。

## ● 国有地の面積の推移

(万 ha)

	昭和 55	平成 2	12	22	23	24	25
行政財産	884.8	883.8	881.4	866.4	866.4	866.3	866.3
公用財産	25.4	25.8	26.2	11.8	11.8	11.8	11.8
公共用財産	0.2	0.6	0.7	1.1	1.1	1.1	1.1
皇室用財産	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
企業用財産	859.0	857.1	854.2	853.3	853.3	853.3	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—	—	853.2
普通財産	12.6	11.3	11.4	10.3	10.3	10.2	10.2
計	897.5	895.0	892.8	876.6	876.6	876.6	876.5

資料：財務省「国有財産増減及び現在額総計算書」

注 1：公共用財産の面積には、公園及び広場の面積が含まれているが、道路、河川、海浜地等のその他の公共用財産は含まれていない。

注 2：各年とも年度末現在の数値。

## ● 公有地の面積の推移

(万 ha)

年度	昭和 55			60			平成 2		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	28.8	33.2	62.1	29.9	32.8	62.7	30.8	37.1	67.9
普通財産	5.9	139.6	145.6	6.1	138.8	144.9	5.7	138.5	144.2
基金	0.8	4.1	5.0	1.1	4.2	5.3	1.1	4.2	5.3
計	35.5	176.9	212.8	37.1	175.8	212.9	37.6	179.8	217.4

年度末	7			12			17		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	32.5	42.9	75.4	34.5	46.8	81.3	35.0	52.0	87.0
普通財産	6.4	139.4	145.7	67.7	143.3	211.1	67.9	146.7	214.6
基金	0.9	4.6	5.5	0.9	4.6	5.5	1.0	3.5	4.4
計	39.8	186.8	226.7	103.1	194.8	297.9	103.9	202.2	306.1

年度末	22			25		
	都道府県分	市町村分	合計	都道府県分	市町村分	合計
行政財産	35.7	58.0	93.8	35.7	60.4	96.1
普通財産	68.1	146.1	214.1	68.2	146.9	215.1
基金	0.9	3.5	4.4	0.9	3.0	3.9
計	104.7	207.5	312.2	104.8	210.3	315.1

資料：総務省「公共施設状況調」

注 1：道路、橋梁、河川、海岸、港湾及び漁港の用地は含まれていない。

注 2：各年とも年度末現在の数値。

## 6 公共嘱託登記

かつて、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）が、その事業に関して登記所に嘱託する登記は、官公署等の担当者による書類の作成のほか、個々の土地家屋調査士に直接請け負わせていた。

これを「公共嘱託登記」と呼んでいるが、昭和 45 年度以降における経済の高度成長により、不動産登記事件が急増し、官公署等が公共事業等で道路買収や用地買収などを行う場合に、一括大量の登記の嘱託を行うこととなった。

このような状況の中、土地家屋調査士の能力を活用し、公共嘱託登記の適正・迅速・円滑な処理を図る目的で、昭和 60 年の土地家屋調査士法の改正により、法務大臣認可のもと、各都道府県に設けられたのが「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下「公嘱協会」という。）である。

近年では、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 20 年 12 月 1 日施行）により、公益社団法人又は一般社団法人へと移行した。また、一般社団法人として新しい「公嘱協会」も設立され、公共嘱託登記について、全国的に受注先が増加し、この分野の登記嘱託を支えている。

以下は、平成 27 年 10 月 1 日現在の、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の名称、主たる事務所の所在地、設立年月日である。

### ● 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧

平成 27 年 10 月 1 日現在

都道府県	名 称	事務所のある市区町村	成立年月日
北海道	公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	札幌市中央区	昭和 60 年 12 月 12 日
	一般社団法人 函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	函館市	昭和 60 年 12 月 13 日
	公益社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	旭川市	昭和 60 年 12 月 16 日
	公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	釧路市	昭和 60 年 12 月 23 日
青森県	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	青森市	昭和 61 年 1 月 13 日
岩手県	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	盛岡市	昭和 61 年 1 月 9 日
宮城県	公益社団法人 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	仙台市青葉区	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 きずな公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮城県七ヶ浜町	平成 25 年 10 月 21 日
秋田県	公益社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	秋田市	昭和 60 年 12 月 19 日
山形県	公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山形市	昭和 61 年 1 月 31 日
福島県	公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福島市	昭和 60 年 12 月 12 日
茨城県	公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	昭和 61 年 2 月 18 日
栃木県	公益社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇都宮市	昭和 61 年 1 月 23 日
群馬県	公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	前橋市	昭和 61 年 2 月 10 日
	一般社団法人 太田公共嘱託登記土地家屋調査士協会	太田市	平成 22 年 4 月 13 日
	一般社団法人 高崎公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高崎市	平成 25 年 10 月 2 日
埼玉県	公益社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	さいたま市	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 和光市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和光市	平成 25 年 4 月 8 日
千葉県	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	千葉市中央区	昭和 61 年 1 月 28 日
東京都	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	東京都千代田区	昭和 60 年 12 月 28 日
	一般社団法人 調布市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	調布市	平成 24 年 11 月 21 日
神奈川県	公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市西区	昭和 61 年 1 月 29 日
	一般社団法人 大和公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和市	平成 21 年 3 月 11 日
	一般社団法人 海老名公共嘱託登記土地家屋調査士協会	海老名市	平成 21 年 7 月 28 日
	一般社団法人 座間公共嘱託登記土地家屋調査士協会	座間市	平成 21 年 10 月 7 日
	一般社団法人 相模原市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	相模原市	平成 22 年 2 月 16 日
	一般社団法人 かんとう公共嘱託登記土地家屋調査士協会	川崎市多摩区	平成 22 年 4 月 15 日
	一般社団法人 横浜市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市	平成 22 年 6 月 24 日
	一般社団法人 厚木県央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	厚木市	平成 22 年 8 月 11 日

都道府県	名称	事務所のある市区町村	成立年月日
神奈川県	一般社団法人 横須賀公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	平成 25 年 5 月 8 日
	一般社団法人 IMI よこはま公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 27 年 4 月 1 日
	一般社団法人 ING みなと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 27 年 4 月 1 日
	一般社団法人 湘南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	藤沢市	平成 27 年 4 月 1 日
新潟県	公益社団法人 新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	新潟市	昭和 60 年 12 月 16 日
富山県	公益社団法人 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	富山市	昭和 61 年 2 月 12 日
石川県	公益社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	金沢市	昭和 61 年 2 月 12 日
福井県	公益社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福井市	昭和 61 年 1 月 14 日
山梨県	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	甲府市	昭和 61 年 1 月 14 日
長野県	公益社団法人 長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長野市	昭和 61 年 1 月 4 日
	一般社団法人 すずらん公共嘱託登記土地家屋調査士協会	駒ヶ根市	平成 25 年 1 月 23 日
岐阜県	公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市	昭和 61 年 2 月 13 日
静岡県	公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	静岡市駿河区	昭和 61 年 1 月 13 日
愛知県	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	昭和 61 年 1 月 23 日
三重県	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	津市	昭和 61 年 1 月 6 日
	一般社団法人 ひかり公嘱託登記土地家屋調査士協会	松坂市	平成 21 年 12 月 16 日
滋賀県	公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大津市	昭和 61 年 1 月 29 日
京都府	公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	京都市中京区	昭和 61 年 1 月 29 日
大阪府	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	昭和 61 年 1 月 28 日
	一般社団法人 中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 22 年 1 月 25 日
	一般社団法人 北河内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	枚方市	平成 22 年 2 月 1 日
	一般社団法人 吹田市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	吹田市	平成 22 年 10 月 13 日
	一般社団法人 大阪城北公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市城東区	平成 22 年 4 月 1 日
	一般社団法人 ながた公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 24 年 1 月 11 日
	一般社団法人 高槻市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高槻市	平成 26 年 5 月 22 日
	一般社団法人 大阪南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市住吉区	平成 27 年 5 月 1 日
兵庫県	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	神戸市中央区	昭和 60 年 11 月 5 日
	一般社団法人 しらさぎ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	姫路市飾磨区	平成 24 年 1 月 17 日
奈良県	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	奈良市	昭和 61 年 1 月 11 日
	一般社団法人 みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇陀市	平成 22 年 9 月 9 日
	一般社団法人 ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和郡山市	平成 23 年 3 月 1 日
	一般社団法人 ふたかみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	香芝市	平成 23 年 7 月 6 日
和歌山県	公益社団法人 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和歌山市	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 きんき公共嘱託登記土地家屋調査士協会	有田郡有田川町	平成 21 年 6 月 8 日
鳥取県	公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鳥取市	昭和 60 年 12 月 19 日
島根県	公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松江市	昭和 61 年 2 月 12 日
	一般社団法人 いわみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	益田市	平成 20 年 12 月 1 日
岡山県	公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岡山市	昭和 60 年 12 月 21 日
広島県	公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区	昭和 60 年 12 月 20 日
	一般社団法人 あさひ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市中区	平成 21 年 1 月 26 日
	一般社団法人 日本公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市安佐北区	平成 21 年 4 月 8 日
	一般社団法人 芸備公共嘱託登記土地家屋調査士協会	三次市	平成 22 年 11 月 22 日
山口県	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山口市	昭和 61 年 1 月 14 日
徳島県	公益社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	昭和 60 年 12 月 7 日
香川県	公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高松市	昭和 60 年 12 月 28 日
愛媛県	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	昭和 61 年 1 月 24 日
	一般社団法人 瀬戸内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	平成 22 年 1 月 20 日
高知県	公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高知市	昭和 60 年 12 月 5 日
福岡県	公益社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	昭和 60 年 12 月 20 日
	一般社団法人 福岡市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	平成 25 年 3 月 5 日
佐賀県	公益社団法人 佐賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐賀市	昭和 61 年 1 月 30 日
長崎県	公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長崎市	昭和 61 年 1 月 21 日
熊本県	公益社団法人 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	熊本市	昭和 61 年 1 月 23 日
大分県	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大分市	昭和 60 年 12 月 27 日
宮崎県	公益社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮崎市	昭和 61 年 2 月 10 日
鹿児島県	公益社団法人 鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鹿児島市	昭和 61 年 1 月 28 日
沖縄県	公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	那覇市	昭和 61 年 1 月 31 日

